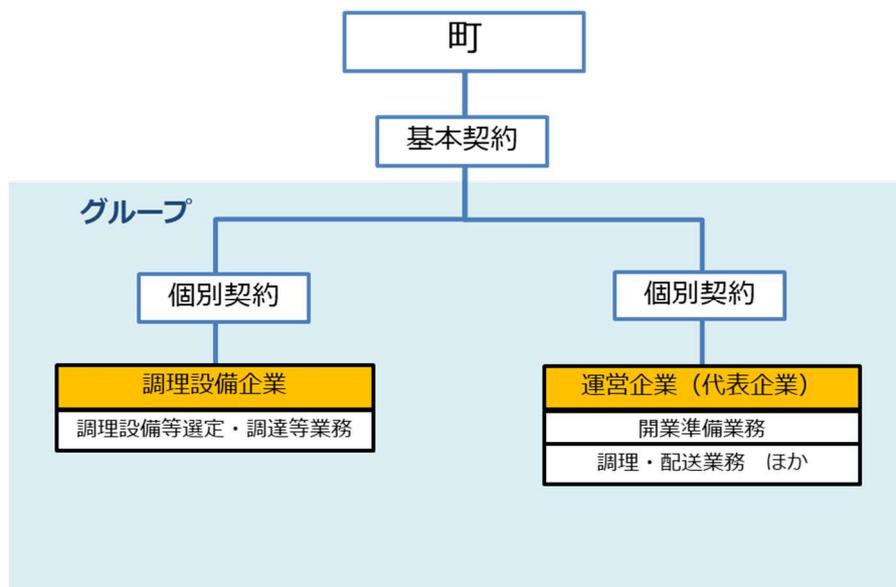


中学校給食調理・配送等業務委託に係る契約について

1. 契約の概要

- (1) 契約日 令和4年6月28日（基本契約・個別契約同日）
- (2) 契約先 基本契約：ハーベストネクスト株式会社・日本調理機株式会社横浜営業所
個別契約：【運営企業分】ハーベストネクスト株式会社
【調理設備企業分】日本調理機株式会社横浜営業所
- (3) 契約のスキーム



(4) 基本契約

町及び構成企業（代表企業及び調理設備企業）が相互に協力し、本業務委託を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めるもの。（詳細は、基本契約書【別紙1】のとおり）

(5) 個別契約

一般的な業務委託契約として葉山町契約規則に基づく業務委託契約書【別紙2】及び委託約款【別紙3】により契約を締結した。

(6) 業務内容

要求水準書【別紙4】を満たすことを前提に、プロポーザルを通して提案のあった事項を業務として履行する。

2. 受託者の選定

- (1) 実施方法 公募型プロポーザル方式（実施要領【別紙5】のとおり）
- (2) 評価方法 評価基準書【別紙6】、評価項目【別紙7】及び中学校給食調理・配送等業務委託評価委員会設置要綱【別紙9】のとおり
- (3) 参加申込 3グループ
- (4) 技術提案 2グループ（1グループ辞退）
- (5) 評価結果 評価結果【別紙8】のとおり

3. 事業スケジュール

日程	内容
令和4年 3月23日（水）	プロポーザル公告日・実施要領等の公表
令和4年 3月30日（水）	現地見学会（第1回）参加申込期限
令和4年 3月31日（木）	現地見学会（第1回）参加者通知
令和4年 4月4日（月） 令和4年 4月5日（火）	現地見学会（第1回）の開催
令和4年 4月6日（水）	実施要領等に対する質問の受付期限
令和4年 4月11日（月）	実施要領等に関する質問の回答
令和4年 4月22日（金）	参加表明書（現地見学会（第2回）申込）の受付期限
令和4年 4月26日（火）	参加資格審査結果・現地見学会（第2回）参加者通知
令和4年 4月27日（水） 令和4年 4月28日（木）	現地見学会（第2回）の開催
令和4年 5月20日（金）	提案書等の受付期限
令和4年 5月30日（月）	提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング
令和4年 6月8日（水）	選定結果の通知（受託候補者の決定）
令和4年 6月28日（火）	契約締結
契約日～令和5年 3月末	準備業務
令和5年4月 ～令和10年3月末	給食提供開始（供用開始）

中学校給食調理・配送等業務委託

基本契約書

中学校給食調理・配送等業務委託（以下「本業務委託」という。）に関して、委託者である葉山町（以下「甲」という。）は、以下に定義する構成企業からなる事業者（ハーベストネクスト株式会社グループをいう。）と本業務委託に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

構成企業とは、ハーベストネクスト株式会社グループを代表するハーベストネクスト株式会社（以下「代表企業・運営企業」という。）と、調理設備企業である日本調理機株式会社横浜営業所からなり、以下これらを総称して「乙」という。

前文

甲は、神奈川県三浦郡葉山町上山口 158 に所在する葉山町立上山口小学校給食室（以下「給食室」という。）を整備し、これを運営することとした。

甲は、本業務委託に関し、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な給食サービスの提供を実現するとともに、財政負担の軽減を図る観点から、調理設備の選定・調達・設置及び運営に係る業務を一体の事業として民間の事業者に発注することとした。

甲は、公募型プロポーザル方式により事業者の募集を実施し、ハーベストネクスト株式会社グループを受託候補者として決定した。

甲とハーベストネクスト株式会社グループの構成員である乙は、かかる経緯のもと、次のとおり本業務委託に関する基本的な事項について基本契約を締結し、本業務委託の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力するとともに本業務委託の円滑な遂行に努めるものとする。

（目的及び解釈）

第1条 基本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本業務委託を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 甲は、本業務委託が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、本業務委託が公共性を有することを十分に理解し、本業務委託の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（契約金額）

第3条 基本契約に基づいて締結する各契約の契約金額の合計は金 274,703,000 円（うち取

引に係る消費税及び地方消費税の額は金 24,973,000 円とする。)であり、その内訳は次に示すとおりである。

- (1) 調理設備等選定・調達等業務委託契約 金 30,293,098 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金 2,753,918 円とする。)
- (2) 開業準備業務及び運營業務委託契約 金 244,409,902 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は金 22,219,082 円とする。)

(事業日程)

第 4 条 本業務委託の事業日程は、次のとおりとする。

- 2 調理設備等選定・調達等業務期間は、契約の効力発生の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、委託契約の規定により変更されることがある。
- 3 開業準備業務及び運營業務期間は、開業準備業務については、契約の効力発生の日から令和 5 年 3 月 31 日までとし、運營業務については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日 (以下「業務委託満了日」という。)までとする。ただし、委託契約の規定により変更されることがある。
- 5 本業務委託の事業期間は、基本契約の効力発生の日から業務委託満了日までとする。
- 6 本条の事業日程については、甲及び乙全員の合意により変更できるものとする。

(役割分担)

第 5 条 本業務委託の実施において、乙は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- (1) 調理設備等選定・調達等業務は、調理設備企業である日本調理機株式会社横浜営業所が主としてこれを行う。
- (2) 開業準備・運營業務は、運営企業であるハーベストネクスト株式会社が主としてこれを行う。

(当事者が締結すべき契約)

第 6 条 基本契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、葉山町契約規則 (平成 8 年 3 月 22 日規則第 2 号) 及び基本契約に定める契約条項によって、公正な契約を締結する。

- 2 甲と調理設備企業は、調理設備等選定・調達等業務委託契約を締結する。
- 3 甲と運営企業は、開業準備・運營業務委託契約を締結する。

(本件施設の調理設備選定・設置等業務)

第 7 条 本件施設の調理設備等選定・調達等業務に係る業務の概要は、実施要領等に定めるとおりとする。

- 2 調理設備企業は、甲との業務委託契約の効力が発生した後、速やかにその業務に着手し、別途合意がある場合を除き、令和 5 年 3 月 31 日までに業務を完了させ、甲に引き渡す。

(本件施設の運營業務及びその開業準備業務)

第 8 条 本件施設の開業準備・運營業務に係る業務の概要は、実施要領等に定めるとおりと

する。

- 2 運営企業は、開業準備・運営業務契約の効力発生後、令和5年3月31日までに開業準備業務を完了させ、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間において運営業務を実施する。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、基本契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるときは、本業務委託の履行期間中であっても基本契約、調理設備等選定・調達等業務委託及び開業準備・運営業務委託契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により基本契約が解除された場合は、連帯して調理設備等選定・調達等業務委託及び開業準備・運営業務委託契約の契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。)があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除するものとする。なお、甲に実際に生じた損害の額が違約金の額の合計額を超える場合において、その超過分につき、甲が、賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

- 3 第1項の規定により基本契約が解除された場合は、契約保証金は甲に帰属する。

- 4 第2項の規定により乙が甲に違約金を支払う場合において、甲は、違約金請求権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権を相殺することができ、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

(違約金)

第10条 乙は、乙が基本契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が基本契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、連帯して調理設備等選定・調達等業務委託及び開業準備・運営業務委託契約の契約金額の10分の2に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体(独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。次号において同じ。)が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これ

らの命令が乙又は乙を構成員とする事業者団体（以下「選定者等」という。）に対して行われたときは、選定者等に対する命令で確定したものをいい、選定者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、選定者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

3 第1項の場合において、甲は、乙に対して違約金を請求することができる。この場合において、乙は、甲に対して連帯して違約金の支払の義務を負うものとする。

4 甲は、第1項の場合において、違約金請求権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

（基本契約上の権利義務の譲渡の禁止）

第11条 甲及び乙は、他の当事者の承諾なく基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

（債務不履行等）

第12条 基本契約の各当事者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

（秘密保持義務）

第13条 甲及び乙は、基本契約に関する事項につき、相手方の同意を得ずして、これを第三者に開示しないこと及び基本契約の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

（基本契約の有効期間）

第14条 基本契約の有効期間は、基本契約の締結の日から運営委託契約の終了の日までとする。ただし、第10条及び前条に定める事項については、基本契約終了後も効力を有するものとする。

（管轄裁判所）

第 15 条 甲及び乙は、基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、横浜地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法及び解釈)

第 16 条 基本契約は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 基本契約、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 基本契約の変更は、書面で行うものとする。

(補則)

第 17 条 基本契約に定めのない事項については、法令（葉山町の契約関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて甲及び乙が協議して定める。

この契約の証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙の代表企業としてハーベストネクスト株式会社、調理設備企業として日本調理機株式会社横浜営業所が各 1 通を保有する。

令和 7 年 6 月 28 日

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

葉山町

葉山町長 山梨 崇仁



(代表企業・運営企業)

神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目 120 番地

ハーベストネクスト株式会社

代表取締役 脇本 実



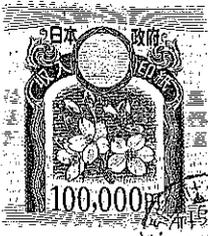
(調理設備企業)

神奈川県保土ヶ谷区上星川

日本調理機株式会社横浜営業所

所長 酒井 健敬





業務委託契約書

(債務負担行為)

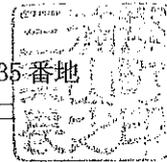
業務の名称	中学校給食調理・配送等業務委託（運営企業分）																		
業務の場所	調理校：上山口小学校 受入校：葉山中学校及び南郷中学校																		
履行期間	契約日から 令和10年3月31日まで																		
初年度委託代金	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>うち取引に係る消費税及び地方消費税 ¥96,082円</p>	億	千	百	十	万	千	百	十	円		¥	1	0	5	6	9	0	2
億	千	百	十	万	千	百	十	円											
	¥	1	0	5	6	9	0	2											
支払回数	初年度1回（全61回）																		
支払方法	初年度：年度分後払い 次年度以降：毎月分後払い																		
契約保証金	葉山町契約規則第36条第9号により免除																		
その他の事項	<p>支払額詳細</p> <p>契約日から令和5年3月31日まで</p> <p>¥1,056,902円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥96,082円）</p> <p>令和5年度</p> <p>¥49,764,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥4,524,000円）</p> <p>令和6年度</p> <p>¥47,817,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥4,347,000円）</p> <p>令和7年度</p> <p>¥48,213,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥4,383,000円）</p> <p>令和8年度</p> <p>¥48,620,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥4,420,000円）</p> <p>令和9年度から令和10年3月31日まで</p> <p>¥48,939,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥4,449,000円）</p>																		

上記の業務委託について、委託者と受託者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

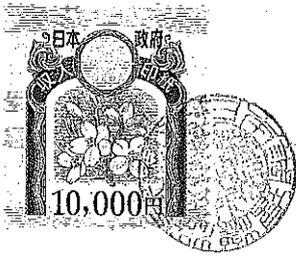
令和9年6月28日

委託者 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
葉山町長 山梨 崇仁



受託者 所在地 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番
名称 ハーベストネクスト株式会社
代表者 代表取締役 脇本 実





業 務 委 託 契 約 書

業 務 の 名 称	中学校給食調理・配送等業務委託（調理設備企業分）																				
業 務 の 場 所	調理校：上山口小学校 受入校：葉山中学校及び南郷中学校																				
完 了 期 限	令和 5 年 3 月 31 日																				
委 託 代 金 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>十億</td> <td>億</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,753,918円</p>	十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円		¥	3	0	2	9	3	0	9	8
十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円												
	¥	3	0	2	9	3	0	9	8												
契 約 保 証 金	葉山町契約規則第36条第9号により免除																				
そ の 他 の 事 項																					

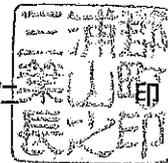
上記の業務委託について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 4 年 6 月 28 日

委託者 所在地 三浦郡葉山町堀内2135番地

代表者 葉山町長 山 梨 崇 仁



受託者 所在地 神奈川県保土ヶ谷区上星川2-7-5

名称 日本調理機株式会社横浜営業所
代表者 所長 酒井 健敬



(総則)

第1条 委託者及び受託者は、標記の業務の委託契約に関し、この契約書に基づき、設計図書(別紙設計書、仕様書及び図面をいい、現場説明書及び質問に対する回答書を含む。)に従いこの契約を履行しなければならない。

2 この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段については、受託者が定めることができる。

(業務用地の確保等)

第2条 委託者は、業務用地その他設計図書において定められた業務の履行上必要な用地(以下「業務用地等」という。)を受託者が業務の履行上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

2 受託者は、確保された業務用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 業務の完了、設計図書の変更等によって業務用地等が不用となった場合において、当該業務用地等に受託者が所有し、又は管理する業務材料、業務機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該業務用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、業務用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受託者の講ずべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定める。

(関連業務の調整)

第3条 委託者は、受託者の履行する業務及び委託者の発注に係る第三者の履行する他の業務が履行上密接に関連する場合において必要があるときは、その履行につき調整を行うものとする。この場合において、受託者は、委託者の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な履行に協力しなければならない。

(委託代金内訳書及び業務工程表等)

第4条 受託者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、委託代金内訳書及び業務工程表を作成して委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要としない場合は、この限りでない。

2 受託者は、業務に着手したときは、その翌日までに委託業務着手届を委託者に提出しなければならない。

3 委託代金内訳書及び業務工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

第5条 削除

(処理状況の調査等)

第6条 委託者は、必要と認めるときは、業務の処理状況について調査し、又は受託者に対し、報告を求めることができる。

(権利又は義務の譲渡等)

第7条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 受託者は、業務の目的物(未完成の業務目的物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りでない。

(成果の帰属)

第8条 この契約の履行に伴って生じた一切の業務目的物に対する権利は、その生じたときから委託者に帰属する。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第9条 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第10条 委託者は、受託者に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第11条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第12条 委託者は、監督員を置いたときは、書面をもってその氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約に定めるもの及びこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち、委託者が必要

と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての受託者又は受託者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者が作成したこれらの図書の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い又は業務の履行の状況の検査（確認を含む。）

(4) 関連する2以上の業務における工程等の調整

3 委託者は、2人以上の監督員を置き前項の規定による権限を分担させたときはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく委託者の権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもって行わなければならない。

（技術者等の届出）

第13条 受託者は、現場代理人及び関係法令の規定による技術者を定めたときは、現場代理人等選任届（以下「選任届」という。）をもってその氏名を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。ただし、委託者が選任届の提出を必要としない場合は、この限りでない。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、委託代金額の変更、履行期間の変更、委託代金の請求及び受領、第15条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面をもって委託者に通知しなければならない。

4 現場代理人及び技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第14条 受託者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

（業務関係者に関する措置の請求）

第15条 委託者又は監督員は、現場代理人、技術者その他受託者が業務を履行するために使用している下請負人、労働者等で業務の履行又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置を講ずるべきことを求めることができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面をもって委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置を講ずるべきことを求めることができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面をもって受託者に通知しなければならない。

（監督員の立会、業務記録の整備等）

第16条 受託者は、設計図書において監督員の立会いのうえ履行するものと指定された業務については、当該立会いを受けて履行しなければならない。

2 受託者は、前項に規定するほか、委託者が特に必要があると認めて設計図書において業務写真等の記録を整備すべきものと指定した業務を履行するときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の請求があったときは遅滞なくこれを提出しなければならない。

3 監督員は、受託者から第1項の立会いを求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 前項の場合において、監督員が正当な理由がないのに受託者の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受託者は、書面をもって監督員に通知したうえ、当該立会いを受けることなく、業務を履行することができる。この場合において、受託者は、当該業務の履行を適切に行ったことを証する業務写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

5 第2項又は前項の場合において、業務写真等の記録の整備に直接要する費用は、受託者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第17条 委託者が受託者に支給する業務材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する業務機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受託者の立会いのうえ、委託者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき、受託者は、直ちに書面をもってその旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵（かし）があり使用に適当でないとき、直ちに書面をもってその旨を委託者に通知しなければならない。

5 委託者は、受託者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めら

れるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面をもって当該支給材料若しくは貸与品の使用を受託者に請求しなければならない。

- 6 委託者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を委託者に返還しなければならない。
- 10 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(条件変更等)

第18条 受託者は、業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書に矛盾(これらの優先順位が定められている場合を除く。)があること。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 業務現場の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の業務現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、受託者の立会いのうえ直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合は、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して講ずるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査終了後速やかにその結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 前項の調査の結果において、第1項の規定による事実が委託者と受託者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 業務用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受託者の責めに帰することができないものにより業務目的物等に損害を生じ若しくは業務現場の状態が変動したために受託者が業務を履行できないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認めるときは履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務現場を維持し、若しくは労働者、業務機械器具等を保持するための費用その他の業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

- 第 21 条 受託者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に対して遅滞なくその理由を明らかにした委託業務延長申請書をもって履行期間の延長を求めることができる。
- 2 委託者は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。
- 3 委託者は、履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。
(委託者の請求による履行期間の短縮等)
- 第 22 条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して書面をもって履行期間の短縮を求めることができる。
- 2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは委託代金額を変更し、又は受託者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。
(履行期間の変更方法)
- 第 23 条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあっては委託者が履行期間変更の請求を受けた日とし、前条の場合にあっては受託者が履行期間変更の請求を受けた日とする。)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
(委託代金額の変更方法等)
- 第 24 条 委託代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が委託代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 この契約の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。
(臨機の措置)
- 第 25 条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による場合においては、受託者は、その講じた措置の内容を直ちに監督員に通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を講ずることを求めることができる。
- 4 受託者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者がこれを負担する。
(一般的損害)
- 第 26 条 業務目的物の引渡し又は業務の完了前に、業務目的物又は業務材料について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。
(第三者に与えた損害)
- 第 27 条 業務の履行について第三者に損害を与えたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を与えたときは、委託者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受託者がこれを負担する。
- 3 前 2 項に規定する場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。
(委託代金額の変更に代える設計図書の変更)
- 第 28 条 委託者は、第 11 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 25 条、第 26 条及び第 31 条の規定により委託代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない

場合によっては、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の委託代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第29条 受託者は、業務を終えたときは、委託業務完成届を委託者に提出し、検査員の検査を受けなければならない。ただし、委託者がその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- 2 委託者は、前項の委託業務完成届の提出を受けたときは、その日から10日以内に委託者の指定する検査職員(以下「検査員」という。)により、受託者の立会いのうえ、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、これにより難いときは15日以内とする。
- 3 業務は、前項の規定による検査に合格した時に完了するものとする。
- 4 受託者は、業務が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補その他必要な措置を講じ、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を適用する。
- 5 受託者は、検査の合格通知を受けたときは、直ちに当該給付に係る目的物を委託者に引き渡すものとする。

(委託代金の支払)

第30条 受託者は、業務の目的物又は業務の履行が前条第2項の規定による検査に合格したときは、書面をもって委託代金の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託代金を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

- 4 委託者は、第2項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、期限を45日まで延長して支払うことができる。

(部分使用)

第31条 委託者は、第29条第5項の規定による引渡し前においても、業務目的物の全部又は一部を受託者の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務の目的物を使用する場合は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により業務の目的物の全部又は一部を使用したことによって、受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第32条から第36条まで 削除

(第三者による代理受領)

第37条 受託者は、委託者の承諾を得て委託代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第30条の規定に基づく支払をしなければならない。

(瑕疵担保)

第38条 委託者は、引き渡された目的物又は完了した履行の内容に瑕疵(かし。種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。以下同じ。)がある場合は、受託者に対し、当該瑕疵の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完についての催告をしたにもかかわらずその期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その瑕疵の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不可能であるとき、又は履行の追完を拒絶する意思を受託者が明確に表示したとき。

(2) 特定の日時又は一定の期間内に完了しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、委託者がこの項本文の催告をしても履行の追完がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 委託者は、引渡しを受けた日又は完了した日から2年以内に受託者に対して請求の根拠を示して瑕疵について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下「追完請求等」という。)をすることができる。ただし、同日から2年以内に受託者に対して瑕疵の内容を通知した場合は、当該通知から1年以内に追完請求等を行うことができる。

- 4 前項の規定を適用する場合は、民法第637条第1項の規定を適用しない。ただし、瑕疵が受託者の故意又

は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

- 5 委託者は、瑕疵が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、当該瑕疵を理由とした追完請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(委託者の損害賠償請求等)

第39条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受託者に請求することができる。

- (1) 履行期限までに業務を完了することができないとき。
 - (2) 目的物に瑕疵があるとき。
 - (3) 次条第1項又は第2項の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受託者は、委託代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、委託者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 次条第1項又は第2項の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 受託者がこの契約の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって履行不能となったとき。
 - (3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
 - (4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
 - (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。
- 3 第1項各号又は前項第1号若しくは第2号に掲げる事項が社会通念に照らして受託者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、前2項の規定は適用しない。
- 4 第1項第1号に該当する場合であって、委託者が損害の賠償を請求するときの請求額は、委託代金額から出来形部分に相当する委託代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率(以下「遅延防止法で定める率」という。)により計算した額とする。
- 5 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。
- 6 第2項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(委託者の解除権)

第40条 受託者が次の各号のいずれかに該当する場合において、委託者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、委託者は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 業務を履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 第13条第1項に規定する必要な技術者を設置しなかったとき。
 - (4) 正当な理由なく、第38条第1項の履行の追完をしないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反(社会通念に照らして軽微であるものを除く。)したとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第7条第1項の規定に違反し、この契約に係る委託代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき、又は完了させることを拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 第38条第1項の履行の追完をすることが著しく困難であることが明らかであるとき。
 - (4) 特定の日時又は一定の期間内に業務を完了しなければ契約をした目的を達することができない場合において、業務を完了しないでその時期を経過したとき。
 - (5) 第41条第1項又は第2項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (6) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積

極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請負等の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請負等の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき。

ク この契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令）が確定したとき。

ケ この契約に関して刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。）

3 委託者は、第 1 項各号又は前項各号に掲げる事項が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

4 委託者は、業務が完了しない間において、第 1 項又は第 2 項の規定によるほか必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第 41 条 委託者が、契約に違反（社会通念に照らして軽微であるものを除く。）した場合において、受託者が相当の期間を定めて是正催告をしたにもかかわらずその期間内に是正されないときは、受託者は、この契約を解除することができる。

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）第 19 条の規定により設計図書が変更されたため委託代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

（2）第 20 条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えたときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

3 受託者は、第 1 項及び前項各号に掲げる事項が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前 2 項の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の損害賠償請求等）

第 42 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を委託者に請求することができる。ただし、当該各号に掲げる事項が社会通念に照らして委託者の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

（1）前条第 1 項又は第 2 項の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、委託者がこの契約による債務の履行をしないとき。

2 委託者の責めに帰すべき事由により第 30 条第 2 項の規定による委託代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき遅延日数に応じて契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 43 条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった業務材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたものは委託者に帰属し、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する委託代金を受託者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 39 条第 2 項の違約金があるときは、当該違約金を出来形部分に相当する委託代金額から控除することができる。

4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、同項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は業務の出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、業務用地等に受託者が所有又は管理する業務材料、業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、業務用地等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は業務用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、業務用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受託者の講ずべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第39条第2項第3号から第5項まで又は第40条第1項若しくは第2項の規定によるときは委託者が定め、第40条第4項又は第41条第1項若しくは第2項の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受託者の講ずべき措置の期限、方法等については委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第44条 受託者は、この契約に関して第40条第2項第6号ク又はケのいずれかに該当することとなった場合は、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず賠償金として委託代金額の10分の1に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、委託者が特に必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第45条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託代金支払の日までの日数に応じ、契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき委託代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき契約締結の日における遅延防止法で定める率により計算した額の遅延利息を徴収する。

(秘密の保持)

第46条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第47条 受託者は、業務の実施に伴い、個人情報を取り扱うときは、業務の範囲内で、個人情報の保護について葉山町個人情報保護条例(平成11年葉山町条例第16号)に定める実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は業務の範囲を超えて使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(補則)

第48条 この契約について、委託者と受託者との間に紛争を生じたとき又はこの契約書に定めのない事項については、葉山町契約規則によるほか、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

中学校給食調理・配送等業務委託
要求水準書

令和 4 年 3 月

葉山町教育委員会

教育総務課

別添資料

- ・資料 1 上山口小学校厨房設備器具配置図ほか
- ・資料 2 上山口小学校給食室改修工事（予定）
- ・資料 3 葉山中学校荷受室改修工事（予定）
- ・資料 4 南郷中学校荷受室改修工事（予定）
- ・資料 5 対象児童生徒教職員等の推計
- ・資料 6 中学校における食器・食缶・食器具等の選定基準
- ・資料 7 学校給食実施予定（サンプル）
- ・資料 8 基準献立予定表（サンプル）
- ・資料 9 調理指示書
- ・資料 10 葉山町給食調理業務作業基準（令和 3 年改定）
- ・資料 11 給食時間における食物アレルギー対応の手引き
- ・資料 12 配送ルート
- ・資料 13 葉山町学校廃棄物回収予定

1 本書の位置づけ

中学校給食調理・配送等業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、葉山町（以下「本町」という。）が実施する中学校給食調理・配送等業務委託公募型プロポーザルについて、本町が民間事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務のサービス水準を示し、民間事業者の提案に具体的な指針を示すものである。

なお、本町は要求水準書の内容を、受託候補者の特定及び受託候補者の事業実施状況の評価の基準として用いることとし、最低限の本町の要求水準として義務付けるため、民間事業者は、応募に際し要求水準を達成する旨を提案書類の提出において誓約すること。ただし、受託候補者の提案内容における水準が、要求水準書に示された水準を上回るときは、当該提案内容を優先的に適用するものとする。

2 基本事項

(1) 給食提供開始時期

令和5年4月1日から上山口小学校を調理校として、上山口小学校及び2中学校へ調理した給食を提供する親子方式により中学校完全給食を開始する。

(2) 提供施設

学校名・所在地	項目	説明
【調理校】 上山口小学校 葉山町上山口158	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	調理室：199.72 m ² 配膳室：63.6 m ²
	床	ウェットシステム（ドライ運用）
	建築年	昭和49年
	熱源	電気・プロパンガス
【受入校】 葉山中学校 葉山町堀内2247-2	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	荷受室：38.2 m ²
	建築年	昭和58年
【受入校】 南郷中学校 葉山町長柄1835	構造	鉄筋コンクリート造
	延床面積	荷受室：29.4 m ²
	建築年	昭和56年

- ・資料1 上山口小学校厨房設備器具配置図ほか
- ・資料2 上山口小学校給食室改修工事（予定）
- ・資料3 葉山中学校荷受室改修工事（予定）
- ・資料4 南郷中学校荷受室改修工事（予定）

(3) 提供対象人数

資料5「対象児童生徒教職員等の推計」のとおりとする。ただし、100人程度の増減を見込むこと。また、小学校児童以外の1食提供量は小学校児童1食提供量の1.3倍を目安とする。なお、給食実施日における実際の食数は、本町の指示に基づくこととする。

3 業務の内容

(1) 準備業務（契約日～令和5年3月31日）

ア 調理設備等選定・調達等業務

本委託の開始にあたり「2. 基本事項（3）提供対象人数」の給食提供に必要な厨房機器、食器・食缶・食具、調理器具、その他消耗品・備品等の選定及び調達・設置を行う。なお、本業務で調達した厨房機器、食器・食缶・食具、調理器具、その他消耗品・備品等の所有権は本町に帰属する。

業務工程表の作成及び提出	受託者は、令和5年3月31日までに準備業務を完了し、同年4月1日から運營業務を開始できるよう、事業提案及び本町の要求事項を反映した業務工程表を作成し、提出すること。																			
調理能力	提供対象人数の調理・配送等が可能な調理能力を有すること。																			
厨房機器等の選定・設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 配膳室の物置撤去及び荷受場所の改修については、夏季休業中に本町が実施する。（資料2参照） ● 給食室の増改築は行わず、厨房機器の更新により調理能力を確保できるよう機器を選定し、設置すること。 ● 中学校への配送が必要となるため、給食室内の作業動線を考慮した厨房機器の配置とすること。 ● 献立・学級数を踏まえた配送用コンテナを新たに調達すること。 ● 関係法令並びに文部科学省・厚生労働省の衛生基準及び労働安全衛生基準に十分配慮された機器で計画すること。ただし、ドライ運用を前提とする。 																			
食器・食缶・食具等の選定・調達	<p>【小学校提供分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存の食器・食缶・食具・配膳器具を使用できるため、原則、新たに調達する必要はない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">項目</th> <th style="width: 33%;">材質</th> <th style="width: 33%;">規格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大皿</td> <td>強化磁器</td> <td>三信化工(株)・YS-707</td> </tr> <tr> <td>飯碗</td> <td>強化磁器</td> <td>三信化工(株)・YB-771</td> </tr> <tr> <td>深皿</td> <td>強化磁器</td> <td>三信化工(株)・YS-7012</td> </tr> <tr> <td>トレー</td> <td>FRP</td> <td>三信化工(株)・SB-10</td> </tr> <tr> <td>箸</td> <td>強化ナイロン樹脂</td> <td>三信化工(株)・AH-180S</td> </tr> </tbody> </table>		項目	材質	規格等	大皿	強化磁器	三信化工(株)・YS-707	飯碗	強化磁器	三信化工(株)・YB-771	深皿	強化磁器	三信化工(株)・YS-7012	トレー	FRP	三信化工(株)・SB-10	箸	強化ナイロン樹脂	三信化工(株)・AH-180S
項目	材質	規格等																		
大皿	強化磁器	三信化工(株)・YS-707																		
飯碗	強化磁器	三信化工(株)・YB-771																		
深皿	強化磁器	三信化工(株)・YS-7012																		
トレー	FRP	三信化工(株)・SB-10																		
箸	強化ナイロン樹脂	三信化工(株)・AH-180S																		

	フォーク	ステンレス	日本調理機(株)・400520
	スプーン	ステンレス	日本調理機(株)・409002
	しゃもじ	ステンレス	日本調理機(株)・SMJ-001
	フライはさみ	ステンレス	日本調理機(株)・400558
	杓子	ステンレス	日本調理機(株)・400704
	うどん杓子	ステンレス	日本調理機(株)・400702
	【中学校提供分】		
	● 資料6「中学校における食器・食缶・食具等の選定基準」のとおり調達すること。		
その他	● 厨房機器等の設置に附帯する工事は本委託に含む。		

イ 開業準備業務

リハーサル	調理のリハーサルを実施すること。なお、リハーサルに要する食材等の費用は、受託者の負担とする。
飲食店営業の許可	給食提供開始日までに、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を速やかに受け、許可証の写しを本町に提出すること。

(2) 運營業務（令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）

ア 運營業務履行日

給食実施日	年間190日程度（実際の給食実施日は、月単位で本町から受託者へ連絡する。）
清掃保守点検日	学期ごとの給食開始前と給食終了後における施設・設備・機械器具等の清掃・消毒、点検・整備作業に要する日数
その他	給食運営に必要な日（学校行事や研修参加などに係る日数）

イ 運營業務履行時間

学校給食調理業務等を適切に遂行するための時間とし、学校施設を使用する時間については、概ね7時から17時までとする。（ただし、納品等やむを得ない場合は、この限りではない。）

ウ 給食（喫食）時間

現在の喫食時間は以下のとおりであるが、中学校については、中学校給食開始に伴い給食（喫食）時間の前後 10 分程度の見直しを検討している。

時刻	小学校		中学校	
	上山口小学校		葉山中学校	南郷中学校
11:00				
12:00			11:55 20分	11:55 20分
13:00	12:15 40分		12:15	12:15
14:00	12:55			

エ 業務の指示

受託者は、次の様式により指示した業務を行う。

様式	提示日
学校給食実施予定（資料 7）	前年度の 3 月末まで
基準献立予定表（資料 8）	前月末まで
調理指示書（資料 9）	前週まで

オ 作業基準及び記録

学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）及び葉山町給食調理業務作業基準（資料 10）のほか、関係法令に従って行う。

カ 業務従事者の体制

調理・配膳・配送業務を円滑に行うために、業務従事者について安定した人員配置を図り、業務に支障をきたすことのないよう人員を確保すること。また、学校給食の提供が適切に行えるよう調理従事者に対して、年 2 回以上研修を実施し、研修内容を本町に報告すること。

キ 業務従事者の資格等

調理従事者のうち 4 名以上は、受託者の正規社員とし、次の職を配置すること。

職	資格等
業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務遂行上の責任を負い、本町との連絡調整にあたる。 ● 調理師または栄養士の資格を有し、かつ学校給食調理業務に 3 年以上の経験を有する者。

業務副責任者	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務責任者に事故ある時は、その任にあたる。 ● 調理師または栄養士の資格を有し、かつ学校給食調理業務に2年以上の経験を有する者。
--------	---

ク 施設、設備、器具等の使用

調理業務は、調理校に備え付けられた施設、設備、器具等を使用して行うこと。

ケ 調理業務

本町が作成した「基準献立予定表」及び「調理指示書」に従い、当該学校の提供する食材料を使用し、事前に提出した作業工程表及び作業動線表のとおり調理する。なお、原則、小中学校統一献立とし、中学校分の米飯については、委託炊飯とし、直接納入業者から中学校へ配送することを想定している。

また、食物アレルギー対応については、資料 11「学校給食提供における食物アレルギー対応の手引き」（葉山町）に基づき行うこと。

コ 配膳（配缶、運搬、受渡及び回収）業務

各校に配膳員を配置し、配膳を行うこと。ただし、給食の提供に支障がない範囲で、調理従事者または配送従事者と兼務できることとする。

小学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 調理した給食を学級ごとに配缶し、調理品、牛乳、食器具等をワゴンに載せ、各階へ小荷物昇降機を使用して運搬する。 ● 各階で、ワゴン等を児童に受け渡す。 ● 喫食後は、各階からワゴン等を給食室に回収する。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 調理した給食を学級ごとに配缶し、調理品、食器具等をコンテナに収納し、各中学校の荷受室へ配送する。 ● 主食（米飯・パン等）、牛乳及びデザート等は直接納入業者から学校へ配送されるため、配膳員が検収し、学級ごとに分ける。 ● 荷受室にコンテナ等を搬入・配置する。 ● 荷受室で、生徒に受け渡す。（2名以上の配膳員で対応すること。） ● 喫食後は、生徒から返却された食缶・食器具等をコンテナに収納し、荷受室から給食室に回収する。

サ 配送・回収業務

調理校で調理した給食及び洗浄・消毒した食器・食缶・食具を受入校に配送する（資料 12「配送ルート」）。配送過程においては、10℃以下又は65℃以上の適切な温度管理を行い、喫食後は、調理校から回収を行うこと。また、配送・回収する際は、調理用白衣から配送用着衣に着替えること。

配送に必要な車両は、学校給食専用とし、受託者において調達・管理すること。なお、本委託期間終了後の配送車両の取扱いについては提案事項とする。

シ 食器具等の洗浄・消毒・保管業務

食器・食缶・食具及び調理器具等の洗浄、消毒、保管は、「葉山町給食調理業務作業基準」に従って行う。なお、コンテナ及び配送車両については、「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part1、Part2」（文部科学省）に従うこととする。

ス 施設・設備の清掃及び日常点検業務

施設、設備の清掃及び整理整頓を行い、日常点検表により毎日点検を行う。

セ 残食・厨芥・廃棄物処理業務

残食については、残食量を記録し、厨芥及び廃棄物と併せて、本町の指定する方法で処分すること。なお、廃棄物回収は、資料 13「葉山町学校廃棄物回収予定」のとおりを予定している。

ソ 食材の検収及び補助業務

本町が作成した発注書に従い、食材の検収を指定の検収簿により行う。また、食材の異常（損傷・異臭等）、納品漏れを確認した場合は直ちに栄養教諭等に報告する。

タ 運営に附帯するその他業務

運営に伴い生じるその他に必要な業務については、原則、受託者の責任において、適切に行うこと。

4 費用の負担区分

費用の負担区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本町が負担する費用

上山口小学校給食室改修工事に係る費用
調理校における物置の撤去，プラットフォーム新設に係る費用（厨房設備等の設置に係る附帯工事を除く。）
受入校改修工事に係る費用
荷受室の新設に係る費用
献立作成業務に係る費用
献立作成に係る費用
食材調達業務に係る費用
食材料費及びその調達に係る費用，食品衛生検査費
施設、設備等保守業務に係る費用
施設，設備及び調理機器等の維持管理費及び修繕費，光熱水費，燃料費（配送に係る燃料費を除く），防鼠防虫駆除費，ゴミ袋，廃棄物処理費、専門清掃費（グリストラップ清掃費，ダクト清掃費等）等
給食費徴収業務に係る費用
給食費の徴収管理等に係る費用
食器・食具、食缶、コンテナの追加に係る費用
食数の増加や破損等により準備業務で調達したものに追加で購入する必要がある場合の費用

(2) 受託者が負担する費用

準備業務に係る費用
準備業務（調理設備等選定・調達等業務、開業準備業務）に係る費用
業務従事者に係る費用
運營業務に係る人件費，法定福利費，研修費，保健衛生費（細菌検査手数料，ノロウイルス検査手数料，健康診断費等）、被服費（白衣，帽子，靴，長靴，サンダル，不織布マスク，前掛，エプロン，ニトリル手袋・エンボス手袋（食品衛生法適合品）等）に係る費用
厨房、衛生、洗淨用品等に関する費用
オープンシート，アルミホイル，紙カップ，アルミカップ，ラップフィルム，規格袋（保存食用を含む），ビニールシート，厚手の長繊維不織布ガーゼ，ペーパータオル，ホース，消耗品等収納ケース，洗剤用容器及びスプレー，たわし，スポンジ，爪ブラシ，粘着ローラー，食器食缶洗淨機用洗剤，専用洗剤（調理機器，調理器具

等の洗浄用洗剤), 手洗い用洗剤, 消毒用アルコール, 次亜塩素酸ナトリウム、DPD 試薬、洗濯用洗剤 (液体が望ましい), 白衣の洗濯費, 軍手, 清掃用具 (デッキブラシ, ほうき, ちりとり, モップ, 水切りワイパー, ホース, バケツ, 清掃用の洗剤等), その他調理室等で使用する消耗品に係る費用等

※給食と同時に提供する消耗品を含む (配膳時に使用する使い捨て手袋やラップ類, 揚げパンや調味料の小袋などを入れるための規格袋等)。

事務用品, 福利厚生用品等

事務用備品及び消耗品 (調理室等で使用する事務的消耗品を含む), 通信費, 救急用品, トイレットペーパー, 更衣室・休憩室内備品 (貸与備品は除く) 等

配送車両に関する費用

配送車両の調達、燃料費, 洗浄, 整備, 保険等に係る費用

その他受託者が負担すべき費用

賠償責任保険加入費, 受託者が業務委託契約に際して必要となる官公庁手続き等に関する費用等

(3) その他

ア 設備及び調理機器等が受託者の責に帰すべき事由により故障又は破損した場合, 受託者はその賠償又は修繕を行うこと。

イ 記載のない費用については、本町及び受託者が協議して定める。

5 安全・衛生・健康・防火管理

(1) 食品衛生責任者

受託者の食品衛生責任者は、関係法令に基づき食品の安全衛生管理に留意するとともに、給食の調理、配送等が衛生的に行われるよう業務従事者の衛生教育に努めること。

(2) 業務従事者の健康管理

受託者は、学校給食衛生管理基準 (文部科学省) 及び大量調理施設衛生管理マニュアル (厚生労働省) に基づき、業務従事者に対して、健康診断、検便 (赤痢菌、サルモネラ菌、0-157)、ノロウイルスの検査を実施すること。

(3) 立入検査

受託者は、本町及び保健所等の立入検査が行われるときは、これに応じること。

(4) 防火管理

受託者は、火元責任者を置く。火元責任者は、火気の使用又は取扱いに関する監督、消火器及び消火栓の位置、使用方法の確認並びに業務従事者への周知、その他火災防止に関する業務を行う。

6 施設巡回指導

受託者は、施設巡回指導を月 1 回以上実施すること。実施後は結果を書面にて報告すること。

7 報告

受託者は、学校給食衛生管理基準（文部科学省）等に基づき、以下の事項を本町に報告すること。なお、様式については、受託者が作成し、給食提供開始前までに本町の確認を得ることとする。

書類	校長の検収	提出日
調理従事者（変更）報告書	-	年度初め（変更の場合は、その都度）
定期健康診断実施報告書	-	実施後速やかに
細菌検査等結果報告書	-	実施後速やかに
業務従事者研修実施報告書	-	実施後速やかに
調理業務完了報告書	○	履行の翌月速やかに（検収は毎日）
スライサー刃使用簿	-	履行の翌月速やかに
日常点検表	○	毎日（学校で保管）
保存食保管記録簿	○	毎日（学校で保管）
配食時間・調理加熱記録簿	○	毎日（学校で保管）
廃棄物排出量調査票	○	月 1 回（学校で保管）
食器・器具等破損状況報告書	○	月 1 回
受入校用給食日誌	○	毎日（学校で保管）
運転日誌	○	毎日（学校で保管）
器具類安全点検確認表	○	毎日（学校で保管）
施設巡回報告書	○	月 1 回（学校で保管）

中学校給食調理・配送等業務委託
公募型プロポーザル
実施要領

令和4年3月

葉山町教育委員会

教育総務課

第1 実施要領等の定義

本要領は葉山町（以下「本町」という。）が、上山口小学校の給食室で調理した給食を当該校及び2中学校へ提供する親子方式により中学校給食を実施するにあたり、専門的な知識や豊富な経験を有する民間事業者を公募型プロポーザル方式により受託候補者として特定するために、必要な事項を定めるものとする。

なお、本要領と併せて公表する次に掲げる資料については、本要領と一体の資料として「本要領等」と定義する。

- 1 中学校給食調理・配送等業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）
本町が応募者に要求する具体的な性能水準を示すもの
- 2 中学校給食調理・配送等業務委託評価基準書（以下「評価基準書」という。）
参加者から提出された提案書を評価する方法及び基準を示すもの
- 3 中学校給食調理・配送等業務委託様式集
応募に際して使用する様式を示すもの
- 4 中学校給食調理・配送等業務委託基本契約書（案）（以下「基本契約書（案）」という。）
本町と受託候補者が締結する基本契約書の案を示すもの

本要領等の修正及び追加が発生した場合については、適宜ホームページに公開することにより周知したものとする。本要領等に関する質問・意見に対する回答も同様の取り扱いとする。

第2 基本事項

1 業務の名称

中学校給食調理・配送等業務委託（以下「本委託」という。）

2 業務の概要

上山口小学校給食室で調理した給食を上山口小学校へ配膳及び2中学校へ配送する親子方式により中学校給食を実施する。給食室の増築は行わず、調理設備を更新することで提供食数を確保するため、調理設備の選定・調達等の準備業務から調理、配送、配膳、洗浄等の運営業務を一括して委託する。具体的な業務内容は、要求水準書に示すこととする。

また、本委託において受託者に求める主な業務及びその期間は次のとおりとする。

(1) 準備業務（契約日から令和5年3月31日まで）

- ア 調理設備等調達業務
- イ 開業準備業務

(2) 運営業務（令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）

- ア 調理業務
- イ 配膳（配缶、運搬、受渡及び回収）業務
- ウ 配送・回収業務
- エ 食器具等の洗浄・消毒・保管業務
- オ 施設・設備の清掃及び日常点検業務
- カ 残食・厨芥・廃棄物処理業務
- キ 食材の検収及び補助業務
- ク 運営に附帯するその他業務

(3) 本委託に含まれない業務

- ア 上山口小学校改修工事（調理設備設置に係る附帯工事を除く。）
- イ 中学校荷受室改修工事（荷受室の新設に係る工事）
- ウ 献立作成業務
- エ 食材調達業務
- オ 施設・設備等保守業務
- カ 給食費徴収業務

3 履行場所

本業務の対象となる施設は次のとおりとする。なお、施設の詳細、児童生徒数等については要求水準書の資料に示す。

(1) 施設名称 (所在地)

調理校：葉山町立上山口小学校 (葉山町上山口 158)

受入校：葉山町立葉山中学校 (葉山町堀内 2247-2)

受入校：葉山町立南郷中学校 (葉山町長柄 1835)

4 スケジュール

日 程	内 容
令和4年 3月23日 (水)	プロポーザル公告日・本要領等の公表
令和4年 3月30日 (水)	現地見学会 (第1回) 参加申込期限
令和4年 3月31日 (木)	現地見学会 (第1回) 参加者通知
令和4年 4月 4日 (月)	現地見学会 (第1回) の開催
令和4年 4月 5日 (火)	
令和4年 4月 6日 (水)	本要領等に対する質問の受付期限
令和4年 4月11日 (月)	本要領等に関する質問の回答
令和4年 4月22日 (金)	参加表明書 (現地見学会 (第2回) 申込) の受付期限
令和4年 4月26日 (火)	参加資格審査結果・現地見学会 (第2回) 参加者通知
令和4年 4月27日 (水)	現地見学会 (第2回) の開催
令和4年 4月28日 (木)	
令和4年 5月20日 (金)	提案書等の受付期限
令和4年 5月下旬	提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング
令和4年 6月上旬	選定結果の通知 (受託候補者の決定)
令和4年 6月中旬	契約締結
契約日～令和5年 3月末	準備業務
令和5年4月～	給食提供開始 (供用開始)

5 上限提案価格

本事業に係る上限提案価格は、令和4年度～令和9年度の総額で、

¥330,080,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) とする。

なお、上限提案価格を超えた提案は失格とする。

第3 民間事業者の募集及び受託候補者の特定に関する事項

1 応募者の備えるべき応募資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、運營業務を実施する者（以下「運営企業」という。）及び調理設備を選定・調達・設置する者（以下「調理設備企業」という。）を含む複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成するグループ（以下「参加グループ」という。）とする。
- イ 参加グループは、代表企業を定め、事業全体を統括し、本町との連絡調整を行うこととする。
- ウ 参加グループは、プロポーザル参加時点の構成に必ず、運営企業及び調理設備企業を含めること。
- エ その他の企業は、事業着手までに代表企業の責任において決定し、本町に報告すること。なお、1社が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することも可能とする。
- オ 代表企業は、参加手続や受託候補者となった場合の契約事務を含め、本町との調整・協議等における窓口役を担うほか、本委託に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、本町への書類提出及び本町からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行うこと。
- カ 参加グループの構成企業の追加・変更については、事前に本町と協議すること。提案書の提出以降の代表企業以外の構成企業の追加・変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを本町が確認した場合に限り認める。
- キ 参加グループの構成企業は、他の参加者の構成企業になることはできない。ただし、本町が受託候補者との契約を締結後、選定されなかった参加グループの構成企業が、受託候補者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ク 構成企業は、業務の一部について、第三者に委任、又は下請負人を使用することができることとするが、その際は、当該委任又は請負に係る契約を締結する前に本町に通知し、承諾を得ることとする。

(2) 構成企業の応募資格要件

ア 共通要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 葉山町指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (ウ) 法人税・都道府県民税及び事業税・市町村税を滞納していないこと。
- (エ) 2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者（会社更生法（平成14年法律第154号）

- 又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定（以下「更生開始決定」という。）を受けた者を除く。）でないこと。
- (オ) 6 箇月以内に、取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者（更生開始決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (カ) 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続の開始決定がされている者でないこと。
 - (キ) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務のない者を除く。）
 - (ク) 役員等（応募をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（葉山町暴力団排除条例（以下「条例」という。）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (ケ) 暴力団（条例第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第 2 条第 5 号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
 - (コ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
 - (サ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
 - (シ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - (ス) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその団体を構成する者でないこと。

イ 運営企業における要件

構成企業である運営企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (ア) 令和 3 年度・令和 4 年度『かながわ電子入札共同システム』の「資格申請システム」で競争入札参加資格（委託）の申請を行い、本町の認定を受けていること。
- (イ) 令和 4 年度に本町が発注する委託契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。
- (ウ) 平成 21 年度以降に国または地方公共団体が発注した、1,500 食／日規模以上の供給能力を持つ学校給食施設において調理及び配送業務の受託実績を有すること。
- (エ) 過去 3 年度（平成 31 年 4 月 1 日以降）において、学校給食調理業務で安全衛生管理上の重大な事故（食中毒や火災等）を起こしたことにより行政処分を受けていないこと。

- (オ) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定により許可を取り消された場合、公表開始時において、その取消の日から起算して 2 年を経過していること。

ウ 調理設備企業における要件

構成企業である調理設備企業は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (ア) 令和 3 年度・令和 4 年度『かながわ電子入札共同システム』の「資格申請システム」で競争入札参加資格（物品）の申請を行い、本町の認定を受けていること。
- (イ) 令和 4 年度に本町が発注する物品購入等の契約に関し競争入札に参加する企業に必要な資格を有すること。
- (ウ) 平成 21 年度以降に国または地方公共団体が発注した、1,500 食／日規模以上の供給能力を持つ学校給食施設への調理設備の納入実績を有すること。

(3) 応募者の備えるべき応募資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき応募資格に関する確認基準日は、参加表明書の受付期限日とする。

参加グループの代表企業又は構成企業が応募資格に関する確認基準日から受託候補者の特定までの間に上記（1）又は（2）の資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

- ア 代表企業が資格要件を喪失した場合は、当該応募者を失格とする。
- イ 構成企業が資格要件を喪失した場合は、当該資格要件を喪失した構成企業を除外しなければならない。この場合において、当該構成企業が担当する予定であった業務の新たな構成企業の応募資格の有無が確認できる添付書類を本町へ提出し応募資格の確認を受けたときは、構成企業の変更及び追加を認めるものとする。

(4) 構成企業の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情により代表企業以外の構成企業の変更の必要が生じた場合は、本町と協議を行い、妥当と判断したときは、応募資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成企業の変更及び追加を認めるものとする。

提案書の提出以降、契約締結までの期間における、代表企業以外の構成企業の変更については、同等以上の資格を有していることを本町が確認した場合において認める。

(5) 応募に関する留意事項

ア 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、本要領等に定めるもののほか、その他関係法令を遵守すること。

イ 応募者に求められる義務

応募者は、「第8 公募型プロポーザルの実施方法」に示す提出書類（以下「参加書類等」という。）を指定した方法により提出すること。また、応募者は、本町から参加書類等について説明を求められた場合は、これに応じること。

ウ 参加書類等の書換え等の禁止

応募者は、提出した参加書類等の書換え、引き替え、又は撤回を行うことはできない。

エ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (ア) 要領等に示した応募資格要件のない者が応募を行ったとき。
- (イ) 要領等に定められた応募に関する条件に違反したとき。
- (ウ) 同一の応募者が2以上の応募を行ったとき。
- (エ) 応募者又はその代理人が他人の応募の代理を行ったとき。
- (オ) 応募に際して不正行為があったとき。
- (カ) 応募者の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な応募のとき。
- (キ) 要領等に定められた以外の方法で、応募を行ったとき。

オ 費用の負担

応募に関して要する費用は、全て応募者の負担とする。

2 事務局

本委託の事務局並びに本要領等に関する問い合わせ先及び書類等の提出先は次のとおりとする。

担 当 部 署：葉山町教育委員会 教育総務課（担当：山本）
住 所：〒240-0112 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2050-9 保育園・教育総合センター（2階）
電 話：046-876-1111(代表) 046-877-5100（直通）
F A X：046-876-1861
電子メール：kyushoku@hayama.kanagawa.jp
ホームページアドレス： https://www.town.hayama.lg.jp/

3 現地見学会

(1) 現地見学会（1回目）の実施

現地見学会（1回目）を次のとおり実施する。なお、実施日時、集合場所等の詳細については、令和4年3月31日までに申込者に通知する。

日 程：令和4年4月4日（月）、4月5日（火）

見学施設：調理校及び受入校のうち希望する場所（各15分程度・写真撮影可）

申 込：令和4年3月30日（水）15時までに様式1-1を、電子メールにより送付すること。（送付先は、「2 事務局」に同じ）

(2) 現地見学会（2回目）の実施

現地見学会（2回目）を次のとおり実施する。なお、実施日時、集合場所等の詳細については、応募資格の審査結果に合わせて通知する。

日 程：令和4年4月27日（水）、4月28日（木）15時～

見学施設：調理校及び受入校のうち希望する場所（各15分程度・写真撮影可）

申 込：参加表明書に、様式1-1を添えて、提出すること。

(3) 留意事項

新型コロナウイルス感染症等の拡大により中止もしくは、実施方法を変更する場合があります。

4 応募に関する手続き

要領等に関する質問・意見の受付及び回答、参加表明書の受付及び応募資格審査結果の通知、並びに提案書の受付にあたっての具体的な日程、場所及び方法等は、次のとおりとする。

(1) 要領等に関する質問・意見の受付

民間事業者からの要領等に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和4年3月23日（水）～4月6日（水）17時まで

提出方法：質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式1-2に入力したWordファイルを添付し、電子メールにより送付すること。（送付先は、「2 事務局」に同じ）

(2) 募集要領等に関する質問・意見に対する回答

民間事業者からの質問に対する回答は、令和4年4月11日（月）までに本町のホームページで公表する。

(3) 参加表明書の受付

応募者は参加表明書のほか応募資格確認に必要な書類を次のとおり提出すること。

提出期間	令和4年4月12日（火）～4月22日（金）15時まで （ただし、12時～13時及び閉庁日を除く。）
提出場所	2 事務局 に同じ。
提出書類	<ul style="list-style-type: none">● 参加表明書（様式 2-1）● 現地見学会申込書（様式 1-1）※希望者のみ● 構成企業表（様式 2-2）● 委任状（様式 2-3）● 参加表明書添付書類提出確認書（様式 2-4）● 運営企業の応募資格要件に関する書類（様式 2-5）● 調理設備企業の応募資格要件に関する書類（様式 2-6）● 運営企業の業務実績（様式 2-7）● 調理設備企業の応募資格要件に関する書類（様式 2-8）● 配置予定技術者の資格・実績（総括責任者）（様式 2-9）● 配置予定技術者の資格・実績（調理設備）（様式 2-10）
提出方法	持参又は郵送により提出すること。
提出部数等	必要な添付書類を含めて正1部・副2部を作成・提出すること。 提出に当たっては簡易ファイルに綴じて提出すること。

提出された参加表明書は返却しないものとし、変更、差替え又は再提出は原則として認めない。

また、参加表明書の作成及び提出に要する費用は全て応募者の負担とする。

なお、受付期限日までに参加表明書の提出がない応募者及び応募資格がないと判断された応募者は、本業務の提案に応募することができない。

(4) 応募資格の審査結果の通知

本町は、参加表明書及び添付書類をもとに応募資格の有無を確認し、その結果を令和4年4月26日（火）までに代表企業に通知する。

なお、応募資格がないと判断された応募者は、令和4年4月29日（金）までにその理由について書面で説明を求めることができる。

(5) 応募の辞退

参加表明書等の提出以後、応募を辞退する場合は、様式 3-1 を令和4年5月12日（木）12時までに、2事務局に持参又は郵送（期限までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、応募を辞退した場合において、今後、本町の行う業務において不利益な取扱いはされない。

(6) 提案書類等の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた参加者は、次のとおり提案書類等を提出すること。
なお、作成にあたっては、簡潔な記述及び枚数とする。

受付期間	令和4年5月13日(金)～5月20日(金)15時まで(ただし、12時～13時及び閉庁日を除く。)
受付場所	2 事務局 に同じ。
提出書類・提出部数	① 提案書類提出書等(様式4-1～4-3) ② 提案書 1. 全体計画に関する提案(様式5-1) 2. 業務体制に関する提案(様式5-2) 3. 機器配置計画に関する提案(様式5-3, 5-3-1～3) 4. 各業務方針・計画に関する提案(様式5-4) 5. 提案(様式5-5) ・上記のデータを収納したCD-R又はDVD-R(正1部)
提出方法	持参又は郵送により各々正1部、副7部提出すること。
留意事項	提出するデータは次のとおりとする。 ・提案書:それぞれのデータ形式及びPDF形式

(7) 参加に関する留意事項

ア 本要領等の承諾

参加者は、提案書の提出をもって、本要領等及び追加で公表された資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 費用負担

提案に係る費用は、すべて参加者の負担とする。

ウ 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

提案に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

エ 著作権等

参加者から募集要領等に基づき提出される書類の著作権は、参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、参加者の提案書は、特に本町が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

本業務に関する提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の

日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとする。これによって本町が損失又は損害を被った場合には、当該参加者は本町に対して補償又は賠償しなければならないものとする。

オ 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由の如何にかかわらず返却しないものとする。

カ 本町からの提示資料の取扱い

本町が提示する資料は、本提案に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

キ 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する提案は無効とし、無効の提案を行った参加者を受託候補者とした場合は、受託候補者の決定を取り消すものとする。

- (ア) 参加者の記名押印のない又は記入した事項の判読できない提案
- (イ) 金額を訂正した提案
- (ウ) 提案書に記載すべき事項の記入のない提案
- (エ) 2以上の提案書を提出した提案
- (オ) 本業務に関する応募資格がない者の行った提案
- (カ) 虚偽の記載をした提案
- (キ) 明らかに連合（談合）によると認められる提案
- (ク) その他条件に違反した提案

(8) その他

提案書の受付期限までに当該書類が提出されなかった場合は失格とする。

5 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

参加者によるプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション」という。)を実施する。

(1) 日 程	令和4年5月下旬予定(日時・場所は、改めて通知する。)
(2) 出席者	出席者は、5名以内とし、本業務における責任者(運営企業、調理設備企業)各1名以上は出席すること。
(3) 発表者	プレゼンテーションの発表は、代表企業の業務責任者が行うこと。
(4) 所要時間	60分(準備5分、説明20分、質疑応答30分、片付け5分)以内とする。
(5) 準備機材	ホワイトボード、プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。ただし、その他プレゼンテーションに必要な機材は参加者が用意すること。
(6) 方 法	プレゼンテーションは、主にプロジェクター及びスクリーンを使用した説明とし、項目順に説明すること。プレゼンテーション用の資料により説明を行うことを可とするが、提案書類に記載のない事項の説明は認めない。
(7) 議 事 録	参加者はプレゼンテーション内容を記録し、詳細な議事録をプレゼンテーション翌日までに電子メールで事務局へ提出すること。なお、議事録は仕様の一部となることに留意すること。
(8) そ の 他	プレゼンテーションは、非公開で実施し、プレゼンテーションの内容は、本町で録画する。また、新型コロナウイルス感染症等の拡大により実施方法を変更する場合がある。

6 審査及び評価の方法

審査及び評価の方法は「評価基準書」による。

7 参加者の順位の決定

中学校給食調理・配送等業務委託評価委員会において、提案書及びプレゼンテーションをもって、評価基準書に基づき、参加者の順位の決定を行う。その結果は参加者へ個別に通知するほか、結果の概要については本町のホームページにおいて公表する。

第4 提案に関する条件

参加者は、要求水準書に従い、提案書を作成すること。また、参加者の順位の決定のための審査及び評価は参加者名を伏せて実施するため、提案書の作成にあたり、提案書の内容から応募している企業等を把握できないように留意すること。

第5 契約に関する事項

1 契約の締結等

(1) 契約の締結

本町は、受託候補者との間で、基本契約書（案）及び提案書に基づき、契約を締結するものとする。

(2) 契約保証金

基本契約締結時に必要となる契約保証金については、本町の業務委託契約書に示す。

(3) 債務負担行為

本契約は債務負担行為に基づき令和4～9年度の6箇年にかけて実施する予定の業務委託契約を締結するものである。

(4) 支払

契約代金の支払いについては、令和4年度については、出来高相当額を支払い、令和5年度以降は、毎月の調理業務完了報告書の確認をもって、委託業務を履行したことを確認した後、受託者からの請求に基づき支払うものとする。年度ごとの支払い上限額は本町と受託候補者で調整するものとする。

2 その他

受託候補者が契約を締結しない場合、本町は、次点候補者と契約交渉を行い、合意に達した場合は、第5.1及び2の「受託候補者」を「次点候補者」と読み替えるものとする。

第6 その他留意事項

審査結果の説明を求める場合は、審査結果通知の発送した翌日から起算して3日以内に書面（任意様式）にて行うものとし、請求に対する事務局の対応は書面により回答し、回答に対する異議は認めない。

審査終了後、提出された書類等は原則開示しないこととする。

中学校給食調理・配送等業務委託
評価基準書

令和4年3月

葉山町教育委員会

目 次

第 1 評価基準書の位置づけ	1
第 2 評価の概要	1
1 評価方式	1
2 評価委員会の設置	1
第 3 審査・評価の流れ	2
第 4 資格審査	3
1 資格審査	3
2 応募資格審査結果の通知	3
第 5 提案審査・評価	3
1 提案書類の確認	3
2 提案価格審査	3
3 技術評価	3
4 評価の得点化	3
第 6 参加者の順位の決定	4
第 7 受託候補者の決定・公表	4

添付書類

別紙 評価項目（案）

第1 評価基準書の位置づけ

中学校給食調理・配送業務委託評価基準書（以下、「評価基準書」という。）は、葉山町（以下「本町」という。）が中学校給食調理・配送業務委託（以下「本委託」という。）の実施にあたって、受託候補者を選定するための方式及び評価の基準等を示すものである。

第2 評価の概要

1 評価方式

本委託は、上山口小学校の給食室を増改築することなく厨房機器等の入れ替えのみで、当該校分及び2中学校分の調理及び配送を行うもので、専門的な知識や技術が求められる。

受託候補者の選定にあたっては、提案価格のほかに、技術的な提案内容も評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

2 評価委員会の設置

提案内容の技術評価にあたっては、中学校給食調理・配送業務委託評価委員会（以下、「評価委員会」という。）において行う。

第3 審査・評価の流れ

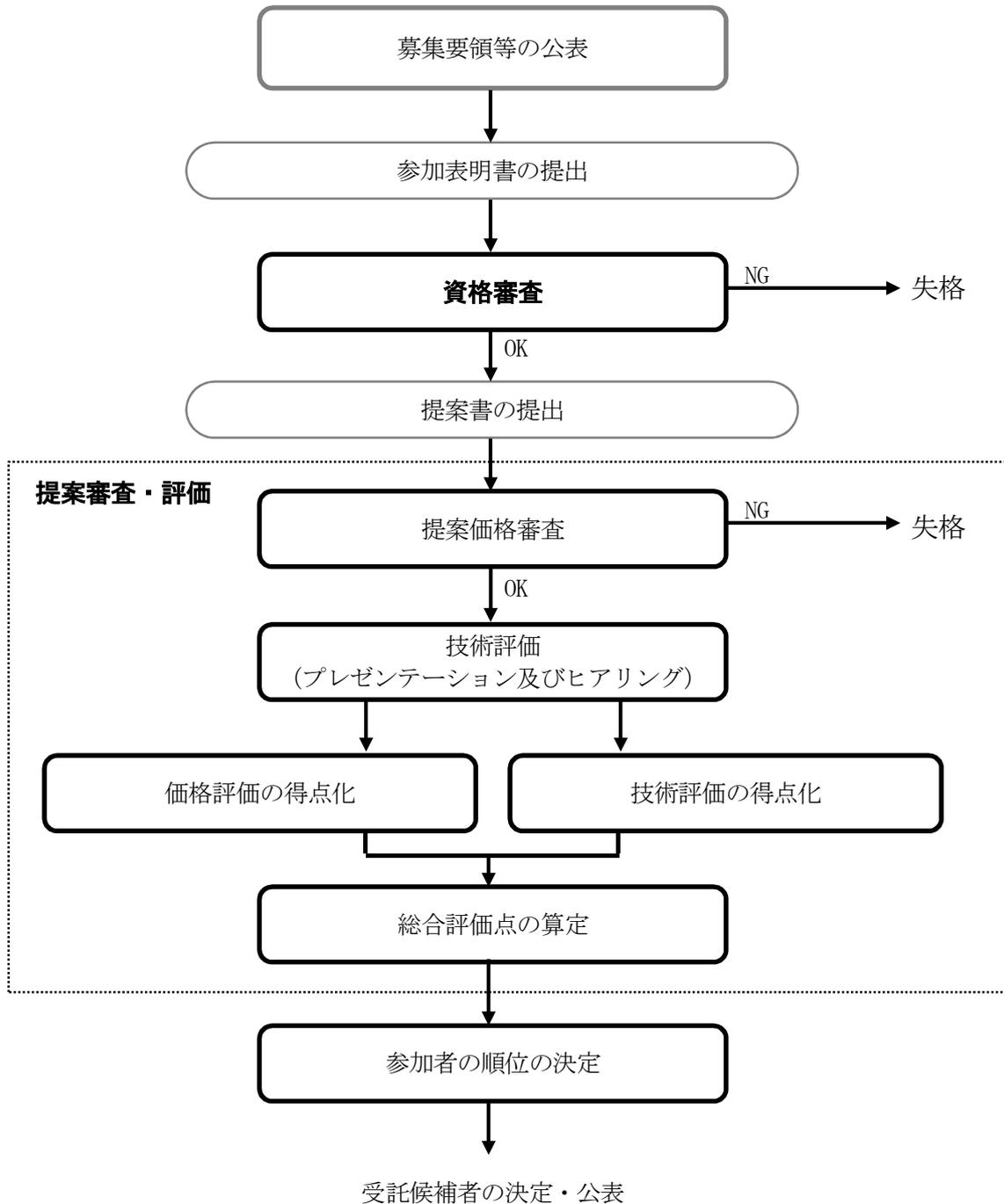


図1 審査の進め方

第4 資格審査

1 資格審査

資格審査では、参加表明者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募資格を満たしているか否かを確認する。本審査は本町の事務局が実施し、応募資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は次のとおりとする。

審査事項	審査の内容
応募資格要件	実施要領の各項目

2 応募資格審査結果の通知

本町は、応募資格審査の結果を参加表明者の代表企業に通知する。

第5 提案審査・評価

1 提案書類の確認

本町は、参加者から提出された提案書類がすべて揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

2 提案価格審査

本町は、参加者が提出した提案価格が、上限提案価格以内であることを審査する。

上限提案価格を超える場合は失格とし、提案価格が著しく低い参加者については、プレゼンテーション及びヒアリング時に提案価格の妥当性等について確認を行う。

3 技術評価

評価委員会は、参加者が提出した提案内容に対して、予め設定した評価項目に基づき評価を実施する。評価項目及び配点は、別紙のとおりとする。

4 評価の得点化

(1) 評価点の考え方

評価点については、価格評価点（10点満点）と技術評価点（90点満点）を合計し、総合評価点（100点満点）を算出する。

総合評価点 (満点 100 点)	=	価格評価点 (10 点)	+	技術評価点 (90 点)
---------------------	---	-----------------	---	-----------------

(2) 価格評価の得点化

価格評価点は、次の方法により得点化する。

$$\text{価格評価点} = (\text{上限提案価格} - \text{提案価格}) / (\text{上限提案価格} - \text{最低提案価格}) \times 10 \text{ 点}$$

なお、価格評価点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

提案価格が著しく低く、プレゼンテーション及びヒアリングによって提案価格の妥当性が認められない提案については失格とし、次に低い提案価格を最低提案価格として算定する場合もある。

(3) 技術評価の得点化

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い得点化する。

なお、技術評価点は、小数点第2位までを求める。

表3 技術評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	やや優れている	配点×0.60
D	標準	配点×0.40

第6 参加者の順位の設定

各参加者の総合評価点にもとに、順位を設定する。ただし、総合評価点と同点の際は、技術評価点が高い参加者を選定する。総合評価点及び技術評価点と同点の場合は、評価委員会の多数決をもって決定する。

第7 受託候補者の決定・公表

評価委員会の決定した参加者の順位を、葉山町契約指名業者選考特別委員会に諮り受託候補者を決定し、参加者へ個別に通知するほか、結果の概要については本町のホームページにおいて公表する。

評価項目

No.	大分類	中分類	小分類	説明	配点	
1	全体計画	全体方針		<ul style="list-style-type: none"> ・グループが本事業に取り組むにあたっての全体方針 ・本事業の目的を達成する上での配慮・工夫 	10	
		全体スケジュール		<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体のスケジュール表 ・運営開始までのスケジュール表 		
2	業務体制	業務実施体制		<ul style="list-style-type: none"> ・調理・洗浄業務の実施体制（各業務の社員・パートの人数（午前・午後）を明記） ・責任者の資格、実績等 ・優秀な人材確保の具体的な方策、労働条件の工夫 ・欠員時の対応 ・緊急時の対応 	25	
		リスク管理		<ul style="list-style-type: none"> ・支援体制 ・バックアップ体制 ・履行保証 ・保険の付保についての考え方 		
3	機器配置計画	配置計画	配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・提供食数を踏まえ、調達する厨房機器整備や備品確保の考え方 ・厨房機器整備や備品の選定基準、能力、機能 ・厨房機器の配置計画 	15	
			図面	・配置平面図		
			機器リスト・カタログ	・厨房機器リスト、カタログ		
		維持管理計画		<ul style="list-style-type: none"> ・厨房機器のメンテナンス計画 ・点検業務 		
4	各業務方針・計画	準備業務	機器配置スケジュール	・機器配置に係るスケジュール表	20	
			開業準備スケジュール	・開業準備計画（リハーサル、従業員の研修等）		
		運営業務	調理、配送・回収、洗浄全体計画			<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の工程表 ・業務遂行の確認
			配送業務方針・計画			<ul style="list-style-type: none"> ・配送・回収計画の考え方 ・配送車両について ・配送・回収ルート ・配送車のタイムスケジュール ・各配送車のコンテナ数
			調理業務方針・計画			<p>【方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理計画の考え方 <p>【衛生・安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒防止や異物混入に対する方策 ・従業員の健康管理 ・食物アレルギー対応 <p>【調理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理前の準備（作業工程表・動線図作成等） ・調理工程の指示系統 ・おいしい給食調理のための工夫、提案
		5	提案	支援・サービス・品質の向上提案		<ul style="list-style-type: none"> ・献立作成支援の考え方 ・食育推進に向けた支援の提案 ・運営業務の品質を確保するための提案 ・町の負担を軽減する提案 ・保護者の安心感向上の提案
独自提案				<ul style="list-style-type: none"> ・独自提案 ・自由提案 		
6	見積価格				10	
					100	

評価結果（中学校給食調理・配送等業務委託に係る公募型プロポーザル）

【別紙8】

No.	大分類	中分類	小分類	配点×評価者	ハーベストネクスト株式会社グループ (①)	Aグループ (②)	差 (①-②)
1	全体計画	全体方針		最高10点×5人	34	32	2
		全体スケジュール		50点			
2	業務体制	業務実施体制		最高25点×5人	90	70	20
		リスク管理		125点			
3	機器配置計画	配置計画	配置計画	最高15点×5人	45	48	-3
			図面				
			機器リスト・カタログ				
		維持管理計画					
4	各業務方針・計画	準備業務	機器配置スケジュール	最高20点×5人	72	52	20
			開業準備スケジュール				
		運営業務	調理、配送・回収、洗浄全体計画				
			配送業務方針・計画				
調理業務方針・計画							
5	提案	支援・サービス・品質の向上提案		最高20点×5人	76	64	12
		独自提案		100点			
6	見積価格			最高10点×5人	50	11.30	38.7
※参加申込3者のうち1者は辞退				最高100点×5人	367.00	277.30	89.7
				500点			

中学校給食調理・配送等業務委託評価委員会設置要綱

令和4年3月23日制定

(目的)

第1条 この要綱は、葉山町プロポーザル実施取扱要綱（平成22年3月1日制定。以下「プロポーザル要綱」という。）第5条に基づき設置する中学校給食調理・配送等業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）につき必要な事項を定める。

(評価委員会の設置)

- 第2条 プロポーザル方式による受託候補者選定を行うため評価基準（別紙「評価基準書」参照）に従った総合評価を行う評価委員会を設置する。
- 2 評価委員会は、評価基準に従い、中学校給食調理・配送等業務委託の提案内容の評価を行い、提案者の順位を決定する。
 - 3 評価委員会の委員長及び委員は、別表のとおりとする。
 - 4 委員長及び委員の任期は、中学校給食調理・配送等業務委託の受託候補者を選定するまでとする。

(評価委員会の開催)

- 第3条 評価委員会は、委員長が召集し、その議長となる。
- 2 委員長が特段の事情により評価委員会を欠席するときは、委員を委員長代理に任命し、委員長の職務を代行させることができる。
 - 3 委員長が必要であると認めるときは、評価委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第4条 評価委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、プロポーザル要綱によるほか、必要に応じて別に定める。

別表

評価委員会の構成

委員長	教育部長
委員	教育総務課長
	公共施設課技師
	学校給食栄養職員代表
	給食調理員代表